

令和6年5月31日
消防庁

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）に対する意見公募の結果及び改正省令の公布

消防庁は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）の内容について、令和6年3月28日から令和6年4月26日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、1件の意見の提出がありました。この結果を踏まえて、本日、「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令」を公布しましたのでお知らせします。

1 主な改正内容

屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備及び屋外貯蔵タンクのポンプ設備に係る危険物の流出防止措置として、囲いの設置と同等以上の効果が認められる措置を危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）に規定するものです。概要については、別紙1をご覧ください。

2 意見公募の結果

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）の内容について、令和6年3月28日から令和6年4月26日までの間、意見を公募したところ、1件の意見の提出がありました。

提出された意見及び総務省の考え方は、別紙2のとおりです。

3 改正省令等の公布

消防庁では、意見公募の結果を踏まえて検討し、改正省令を令和6年5月31日に公布しました。

- ・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和6年総務省令第57号）別紙3



（事務連絡先）

消防庁予防課危険物保安室 早川、高橋

TEL 03-5253-7524（直通）

E-mail: fdma.hoanshitsu_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）について

令和6年5月
消防庁危険物保安室

1 改正理由

危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「政令」という。）第9条第1項第12号において、屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備には、次のいずれかの措置を講じることとされている。

- ① その直下の地盤面の周囲に高さ〇・一五メートル以上の囲いを設ける措置
- ② 危険物の流出防止に①と同等以上の効果があると認められる総務省令で定める措置

総務省令では②の措置を規定していないところ、規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）において「同等以上の効果があると認められる総務省令で定める措置」の要件を検討し、省令改正等必要な措置を講ずることとされたことから、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。）について必要な改正を行う。

2 改正内容

○ 屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備における危険物の流出防止措置【規則第13条の2の2関係】（新規）

囲いの設置と同等以上の効果が認められる、危険物の流出防止のための「総務省令で定める措置」として、次の二つの措置を定める。

- ① 危険物を取り扱う設備の直下の地盤面の周囲に危険物の流出防止に有効な溝等を設ける措置
- ② 危険物を取り扱う設備の架台等に危険物の流出防止に有効な囲い等を設ける措置

○ ポンプ設備の危険物の流出防止措置【規則第21条の3の2関係】（新規）

屋外貯蔵タンクのポンプ設備について、ポンプ設備がポンプ室以外の場所にある場合は、政令第11条第1項第10号の2により、高さ〇・一五メートル以上の囲いを設けるか、これと同等以上の危険物の流出防止措置として総務省令で定める措置を講じることとされているところ、「総務省令で定める措置」として規則第13条の2の2と同様の措置を定める。

○ その他

その他、所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

公布の日から施行する。 (令和6年5月予定)

危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則（案）に対して提出された御意見及び御意見に対する考え方

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	(個人)	改正案の2ページの改正前欄の1行目「新設」は「加える」のほうがよい。同1ページの最終行の例と同様に。	新旧対照表において項等を追加する場合は改正前後において[新設]と記載しております。	無

○提出意見数：1件

※ 提出意見数は、提出意見者数としています。

○ 総務省令第 号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第九条第一項第十二号及び第十二条第一項第十号の二ルの規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年 月 日

総務大臣 松本 剛明

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年總理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
〔危険物の流出を防止する措置〕		
<p>第十三条の二の二 令第九条第一項第十二号の総務省令で定める措置は、次のいずれかの措置とする。</p> <p>一 危険物を取り扱う設備の直下の地盤面の周囲に、危険物の流出防止に有効な溝等を設ける措置</p> <p>二 危険物を取り扱う設備の架台等に、危険物の流出防止に有効な圍い等を設ける措置</p> <p>(避雷設備)</p>	<p>〔新設〕</p> <p>第十三条の二の二 「略」</p> <p>(高層倉庫の基準)</p>	<p>〔新設〕</p> <p>第十三条の二の二 「同上」</p> <p>(高層倉庫の基準)</p>
<p>第十六条の二 令第十条第一項第四号の総務省令で定める貯蔵倉庫は、次に掲げる基準のすべてに適合する貯蔵倉庫（令第十条第一項第一号の貯蔵倉庫をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 貯蔵倉庫には、第十三条の二の三に規定する避雷設備を設けること。ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。</p> <p>(ポンプ設備の危険物の流出を防止する措置)</p> <p>第二十一条の二 令第十二条第一項第十号の二の二の総務省令で定める措置は、第十三条の二の二第一号又は第二号に掲げる措置とする。</p> <p>(避雷設備)</p> <p>第二十八条の四十二 移送取扱所（危険物を移送する配管等の部分を除く。）には、第十三条の二の三に定める避雷設備を設けなければならない。ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。</p> <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>〔新設〕</p> <p>第十三条の二の二 「同上」</p> <p>(高層倉庫の基準)</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 貯蔵倉庫には、第十三条の二の二に規定する避雷設備を設けること。ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。</p> <p>(避雷設備)</p> <p>第二十八条の四十二 移送取扱所（危険物を移送する配管等の部分を除く。）には、第十三条の二の二に定める避雷設備を設けなければならない。ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。</p>	<p>〔新設〕</p> <p>第十三条の二の二 「同上」</p> <p>(高層倉庫の基準)</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 貯蔵倉庫には、第十三条の二の二に規定する避雷設備を設けること。ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。</p> <p>(避雷設備)</p> <p>第二十八条の四十二 移送取扱所（危険物を移送する配管等の部分を除く。）には、第十三条の二の二に定める避雷設備を設けなければならない。ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。</p>

附 則

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の一部改正）

2 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第十号）の一部を次の
ように改正する。

附則第五条中「第十三条の二の二」を「第十三条の二の三」に改める。